

# 1 推進体制

区は文化芸術施策を推進していくにあたり、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であるという視点を据えています。区民誰もが文化芸術に親しみ、笑顔でいきいき暮らすまちをつくれるよう、さまざまな分野と文化資源を介して有機的な連携を図る総合政策として文化芸術施策を推進します。

庁内連携はもとより、区民、地域の文化芸術団体、民間事業者、芸術家、文化施設、公益財団法人大田区文化振興協会と一体となって取り組んでいきます。

## 文化芸術推進の担い手

### 区民

文化芸術活動の主役は区民です。文化芸術を鑑賞することや地域の文化芸術活動にかかわること、創造的な活動をする、ほかの区民や団体の文化芸術活動を支援・応援することも、文化芸術の推進につながります。主体的に文化芸術活動にかかわることが期待されます。

### 芸術家

芸術家は、作品制作を通じて新たな価値観を生み出し、楽しさや感動、気づきを区民に届けることができます。また、区民や文化芸術団体、文化施設、民間事業者、区などと協働して、作品の鑑賞機会を提供したり、ワークショップなどの体験機会を創出したりすることが期待されます。

### 民間事業者など

文化芸術活動の場は、区立文化施設に限られません。民間事業者が設置している博物館やアートに触れられる空間は、それぞれ独自の活動を行っています。また、ものづくりの技術を持つ町工場をはじめ、企業やNPO法人などが文化芸術推進に積極的にかかわることで、新製品の開発や新たな文化芸術の萌芽が期待されます。

### 区

本計画によって区における文化芸術推進の方向性を示すとともに、その推進体制を構築し、めざすまちの将来像実現に向けた環境の整備と文化芸術の担い手の支援に取り組めます。

また、文化芸術の持つ力をまちづくりに生かしていくため、文化芸術の視点を取り入れた事業が各分野で行われるよう働きかけます。

### 地域の文化芸術団体

地域に根ざした活動を通じて、楽しみや感動を共有し、交流する機会をつくることができます。さらには、文化施設と連携し、区ならではの鑑賞・体験の機会をつくることも可能です。自らの活動とともに、ほかの団体や組織と協力・協働することで、文化芸術の発展に寄与することが期待されます。

### 公益財団法人 大田区文化振興協会

区の文化芸術政策を推進していくにあたり、文化芸術分野における高度な専門性とノウハウを生かし、以下についてさらに取り組むことを期待します。

- 区の事業への積極的な協力
- 営利企業ではできない公益性の高い事業
- 時代のニーズにあった良質で多彩な事業
- 文化芸術分野における各担い手のつなぎ役となること
- 区所蔵資料を活用して他自治体と連携し、その魅力を発信すること

### 公益財団法人 大田区文化振興協会とは

区が出捐する外郭団体として昭和62(1987)年に創設され、平成22(2010)年に公益財団法人となりました。「大田区における文化芸術の振興を図り、もって地域の活性化と魅力ある文化のまちづくりに寄与する」ことを目的に、文化芸術分野における高い専門性を生かして区の政策を推進する事業を展開しています。コロナ禍において、人々の生活様式に大きな影響があった困難な社会状況下でも歩みを止めることなく、実施可能な範囲で工夫を凝らして事業を推進し続けてきた実績があります。

また区の外郭団体として、災害時における協定を区と締結しています。ホールなどで公演中の発災を想定した避難訓練コンサートを実施するなど、平時から施設利用者の安全を確保し、区と連携した災害応急活動にも取り組んでいます。

### 区立文化施設

### 区立文化施設

区立の博物館・記念館・ホールなどは、区民が身近に文化芸術に親しみ、文化芸術を鑑賞、表現、体験、応援、創造、発信、継承する拠点の一つです。また、区民が文化芸術事業や運営に主体的に参画する場、コミュニティを育む場という役割も担っています。各文化施設の特徴を最大限に引き出すよう管理・運営していきます。

## 2 進行管理

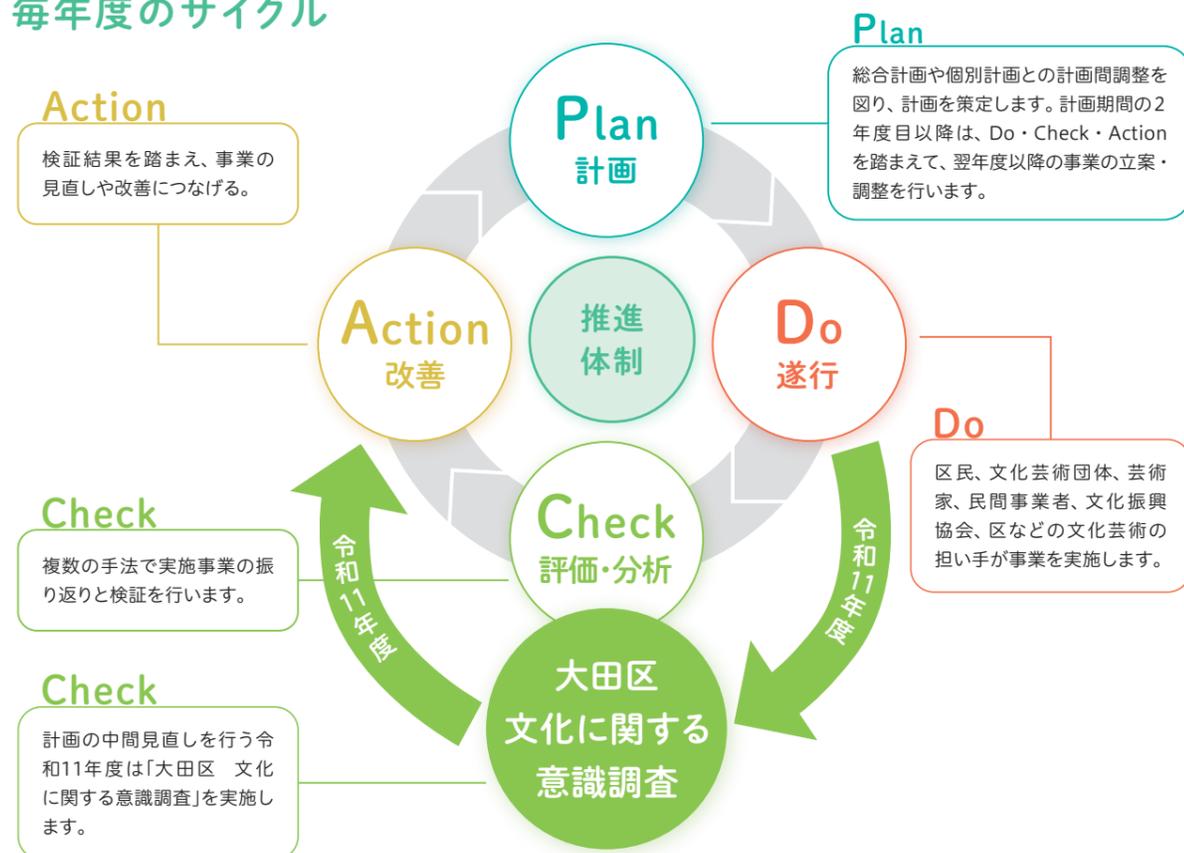
本計画を着実に推進するため、Plan（計画）、Do（遂行）、Check（評価・分析）、Action（改善）のPDCAマネジメントサイクルにより、計画の進行管理を推進します。

評価・分析にあたっては毎年度、資料編「施策別事業一覧」に掲載している各事業の進捗管理のほか、事業参加・来場者アンケートの実施、事業の受益者や利害関係者が事業評価に参加する参加型評価\*を、事業の振り返り・検証として行います。

中間見直しにあたる令和11年度には「大田区 文化に関する意識調査」を実施し、複数の手法を組み合わせることで多面的に進捗を評価していきます。

また、学識経験者や日頃から文化芸術活動を行う区民などで構成される「大田区文化芸術推進協議会」を開催し、翌年度以降の事業の見直し、改善につなげていきます。

### 毎年度のサイクル



	前期計画			中間見直し	後期計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
各事業の進捗管理	実施							
事業参加・来場者アンケート	実施							
参加型評価	実施							
大田区 文化に関する意識調査				実施			実施	
大田区文化芸術推進協議会	実施							

用語解説 参加型評価

## 資料編

1 策定経過

2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

3 大田区 文化に関する意識調査

4 施策別事業一覧

5 区内の指定・登録文化財の種別件数

6 国、東京都の関連法令及び計画

7 文化芸術基本法

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

9 用語解説

# 1 策定経過

日時	会議・調査など	内容
令和6年10月29日	第1回大田区文化振興推進協議会	・大田区文化振興プランの改定について ・大田区文化に関する区民意識調査の設問案について ・文化関係団体へのヒアリングについて
令和6年11月11日	区管理職講演会	・政策としての文化の可能性を学ぶ (対話鑑賞実践含む)
令和6年11月29日から 令和7年1月8日	大田区 文化に関する意識調査(個人・団体)	・区民の文化芸術に対する関心やニーズを把握し、区の文化芸術施策に活用していくためアンケート調査を実施
令和6年12月26日から 令和7年2月27日	団体ヒアリング	・区内で文化芸術活動を行っている団体について、現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和7年2月20日	大田区教育委員会初任者研修	・教員研修として対話鑑賞実践
令和7年3月19日	第2回大田区文化振興推進協議会	・大田区 文化に関する意識調査結果について ・文化団体ヒアリング調査結果について ・文化振興プランの実績報告について
令和7年5月1日	第3回大田区文化芸術推進協議会	・区が考える文化施策について ・次期大田区文化振興プランの体系案について
令和7年8月8日	第4回大田区文化芸術推進協議会	・現行プランの評価について ・次期大田区文化振興プランの素案について(1)
令和7年9月19日	第5回大田区文化芸術推進協議会	・次期大田区文化振興プランの素案について(2)
令和7年10月28日	第6回大田区文化芸術推進協議会	・次期大田区文化振興プランの素案について(3)
令和7年11月14日から 令和7年12月5日	大田区文化芸術推進プラン(素案)に関する大田区 区民意見公募手続(パブリックコメント)	
令和7年11月17日 令和7年11月22日	大田区文化芸術推進プラン(素案)区民説明会	
令和7年12月23日	第7回大田区文化芸術推進協議会	・大田区文化芸術推進プランの素案について
令和8年2月19日	大田区教育委員会初任者研修	・教員研修として対話鑑賞実践
令和8年3月3日	第8回大田区文化芸術推進協議会	・大田区文化芸術推進プランについて
令和8年3月末日	「大田区文化芸術推進プラン」策定	

※大田区文化振興推進協議会は、令和7年5月1日から大田区文化芸術推進協議会と名称が変更となりました。

# 2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

氏名	選出区分
◎小林 真理	学識経験者
○片山 泰輔	学識経験者
若林 朋子	学識経験者
シーلز 美奈子	公募区民
吉澤 均	文化芸術団体関係者
鈴木 英明	自治体町会関係者
湯澤 元一	その他区長が必要と認める者
鴨志田 隆	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年3月31日まで)
後藤 清	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年7月3日まで)
立山 睦正	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年7月4日から)
田村 英樹	区議会議員(令和7年7月3日まで)
大森 昭彦	区議会議員(令和7年7月3日まで)
田島 和雄	区議会議員(令和7年7月4日から)
松原 秀典	区議会議員(令和7年7月4日から)
井上 隆義	区職員(令和7年3月31日まで)
青木 毅	区職員(令和7年3月31日まで)
田村 彰一郎	区職員(令和7年4月1日から)
保下 誠	区職員(令和7年4月1日から)

◎会長、○副会長

※敬称略

# 3 大田区 文化に関する意識調査

本計画の策定に際して、区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、令和6年度に以下の調査を行いました。

## 実施時期と対象

### (1) 個人向け調査

- 大田区の住民登録がある満18歳以上の2,900人(無作為抽出)
- 回収率: 41.0% (回収数1,189件)
- 調査期間: 令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法: 郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

### (2) 団体向け調査

- 大田区に団体登録をしている100団体(無作為抽出)
- 回収率: 79.0% (回収数79件)
- 調査期間: 令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法: 郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

### (3) 文化関係団体のヒアリング調査

- 区内に拠点を置く文化芸術活動団体など、6団体
- 調査期間: 令和6年12月26日(木)から令和7年2月27日(木)まで
- 調査方法: 対面による聞き取り調査

本冊子では、区民意識調査概要版のみ掲載し、同調査結果の詳細及び団体ヒアリング結果は区ホームページに掲載しています。

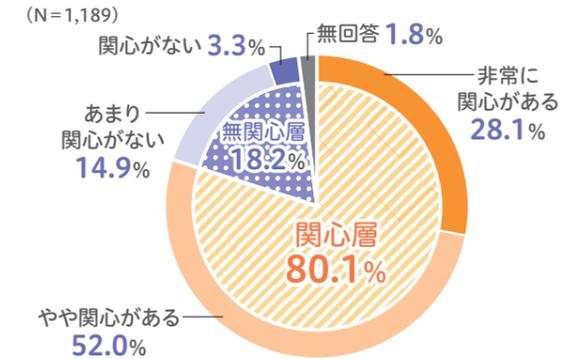
## 図表の見方

- ① 図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ② 集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

## 個人向け調査

### 文化・芸術に対する関心

Q あなたは、文化・芸術に関心がありますか。

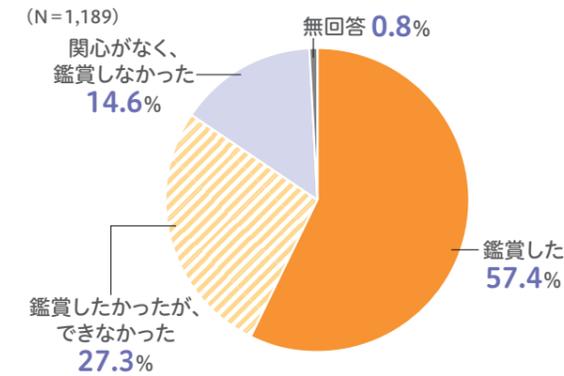


文化・芸術に関心のある人 **80.1%**

- 文化・芸術に関心のある人は80.1%です。性別で見ると、女性は86.2%、男性は72.4%と差があります。
- 関心のある分野としては、「ポピュラー音楽・歌謡曲、ジャズ、ロック」と「映像(映画、アニメーションなど)」が約5割と多くなっています。

### 文化・芸術の鑑賞

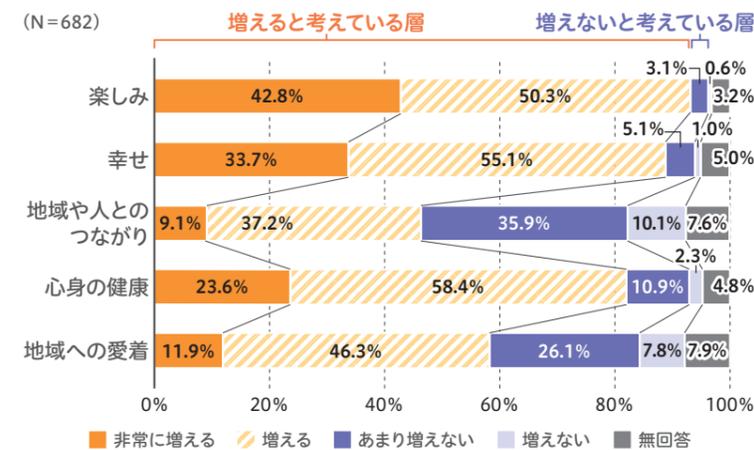
Q あなたは、過去1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞しましたか。



過去1年間で文化・芸術を鑑賞した人 **57.4%**

- 過去1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞したことのある人は57.4%です。性別で見ると、鑑賞したことのある人は、男性が48.0%に対し、女性は64.4%と高くなっています。
- 過去1年間で区立の文化施設で鑑賞した人は48.4%で、区内にある民間の文化施設・場所で鑑賞している人は9.4%、区外の文化施設・場所で鑑賞している人は73.3%と区内よりも区外で鑑賞している人の方が多くなっています。

Q 文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることで、以下の項目について、あなたにどのような影響があると思いますか。

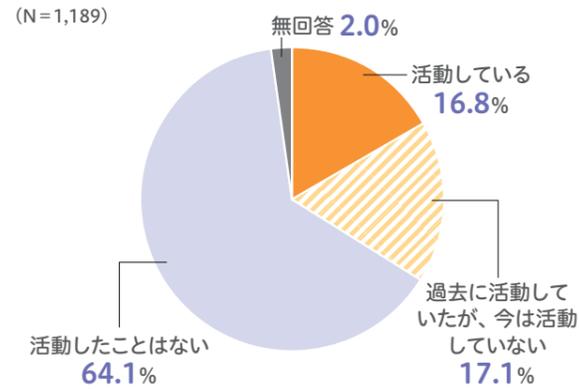


### 鑑賞による影響

- 文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることによる「楽しみ」、「幸せ」、「地域や人とのつながり」、「心身の健康」、「地域への愛着」の影響について、増えると考えている層は「楽しみ」が93.1%で最も多く、次いで「幸せ」が88.8%、「心身の健康」が82.0%、「地域への愛着」が58.2%となっています。「地域や人とのつながり」は46.3%と増えないと考えている層と同程度となりました。

## 文化・芸術に関する活動

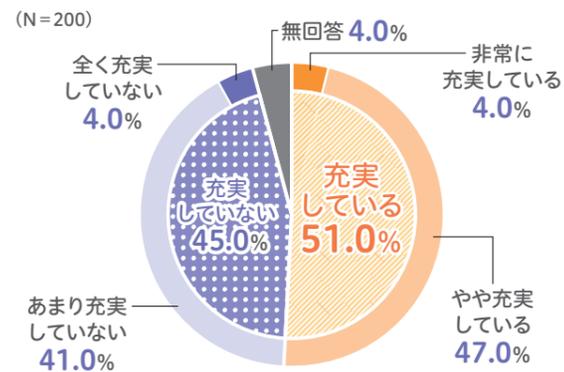
Q あなたは、職業としてではなく、文化・芸術に関する活動を行っていますか。



文化・芸術に関する活動をしている人 **16.8%**

- 文化・芸術に関する活動を行っている人は16.8%です。過去に活動していたが、今は活動していない人は17.1%で、合わせると、33.9%の人が文化・芸術に関する活動を行ったことがあります。
- 活動している人の分野としては、「美術」が23.0%で最も多く、次いで「ポピュラー音楽・歌謡曲、ジャズ、ロック」が17.0%、「写真」と「生活文化」が16.0%となっています。

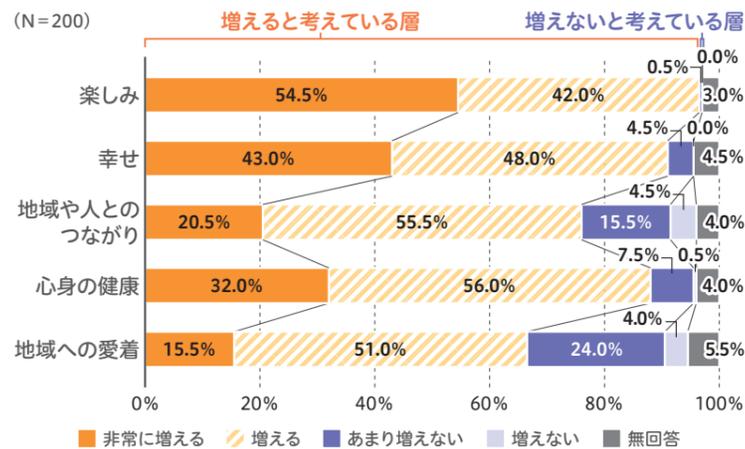
Q あなたは、区内で文化・芸術に関する活動をする上で、練習や発表などの場所や機会が充実していると思いますか。



練習や発表などの場所や機会が充実している人 **51.0%**

- 文化・芸術に関する活動をしている人のうち、練習や発表などの場所や機会について、充実していると回答した層は51.0%となっています。

Q 文化・芸術活動をすることで、以下の項目にどのような影響があると思いますか。

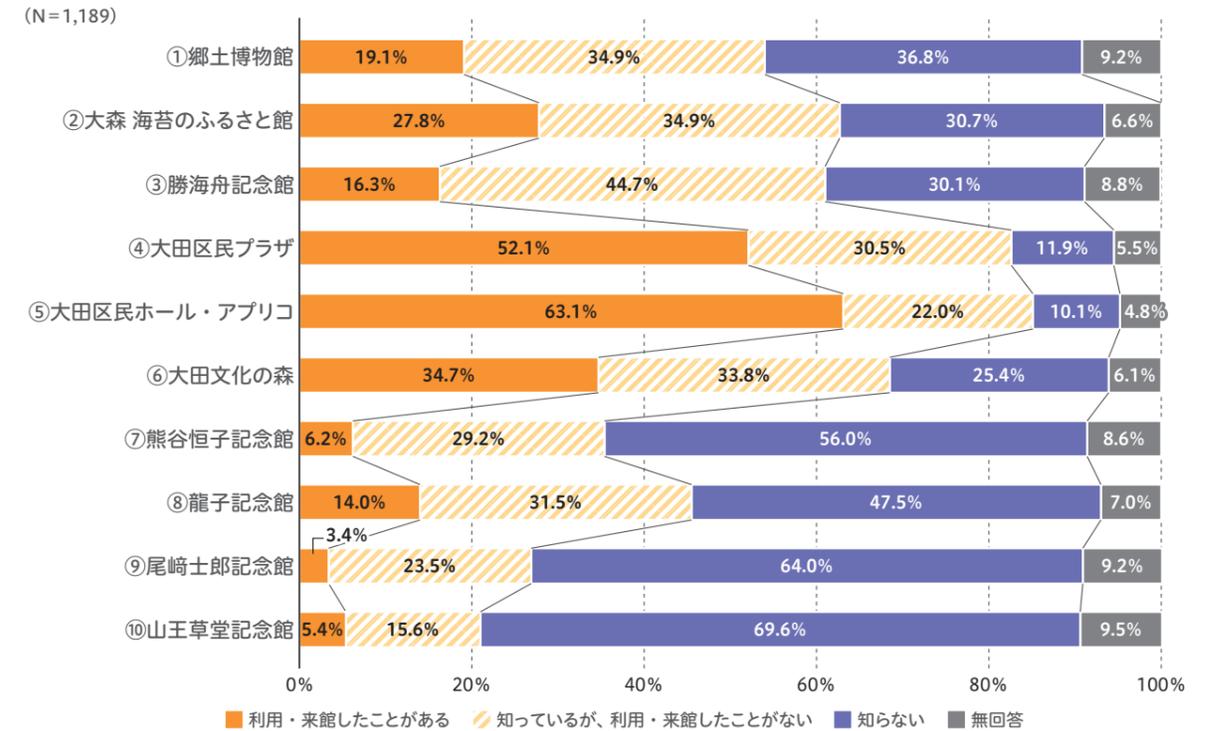


文化・芸術に関する活動による影響

- 文化・芸術活動による「楽しみ」、「幸せ」、「地域や人とのつながり」、「心身の健康」、「地域への愛着」の影響について、増えると考えている層は「楽しみ」が96.5%で最も多く、次いで「幸せ」が91.0%、「心身の健康」が88.0%、「地域や人とのつながり」が76.0%、「地域への愛着」が66.5%となっています。文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることによる影響と比べて、文化・芸術活動をしている人の方が全ての項目で高くなっています。

## 区の文化振興や施設に対する認識・評価

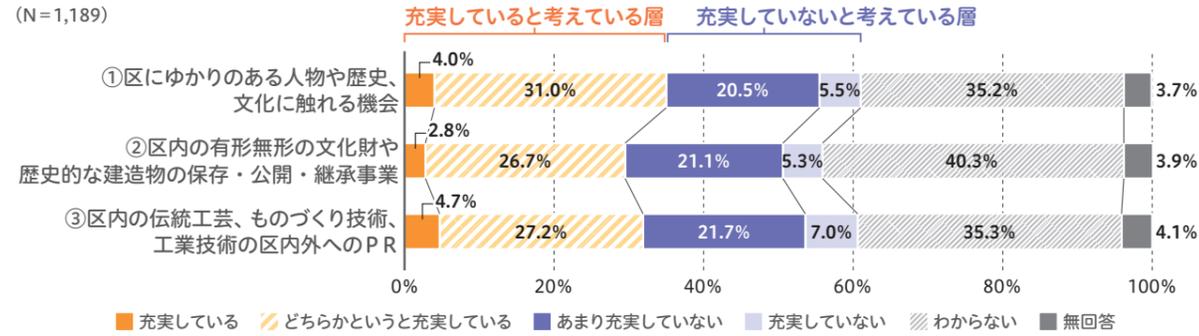
Q あなたは、次の①～⑩の区内の施設を知っていますか。



大田区民ホール・アプリコを知っている人 **85.1%**

- 区内施設の認知度について、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館、大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森は6割を上回る人から認知されており、大田区民ホール・アプリコは「利用・来館したことがある」人が63.1%と高くなっています。一方で、熊谷恒子記念館、尾崎士郎記念館、山王草堂記念館はいずれも、「利用・来館したことがある」人が1割未満となっています。
- 年代別にみると、いずれの施設も、年代が低くなるほど「知らない」の割合が高くなる傾向にあります。

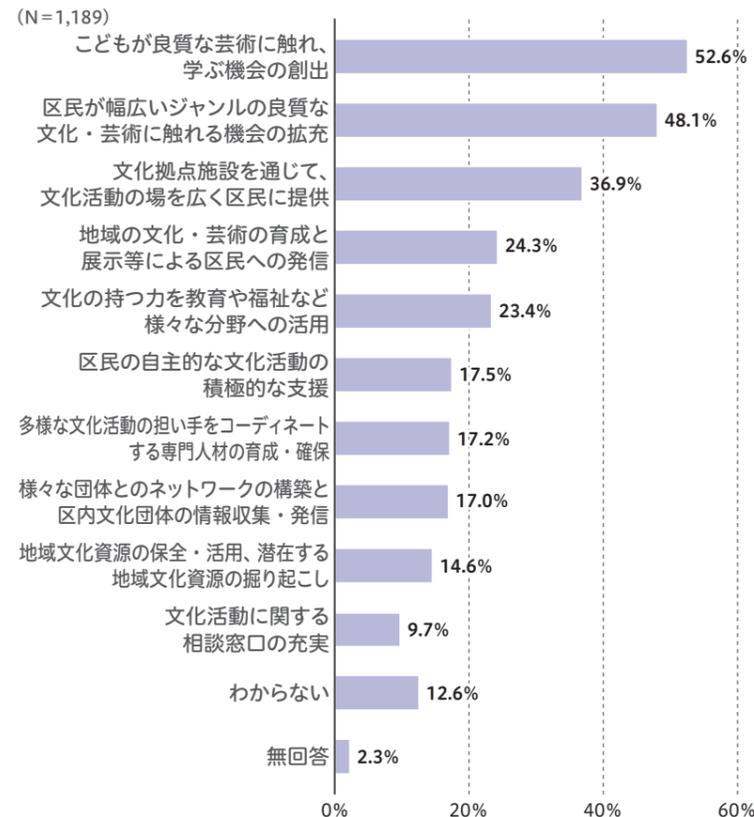
**Q 大田区では、地域の様々な文化を保存・継承し、区の魅力として発信する取り組みを行っています。**  
**あなたは、次の①～③の取り組みについて、充実していると思いますか。**



**地域の様々な文化を保存・継承し、区の魅力として発信する取り組みの充実度**

- 全体の意見では「わからない」が最も多くなっています。一方で、文化・芸術を鑑賞している人、さらに活動している人の回答をみると、充実していると回答した層の割合が高くなる傾向にあります。

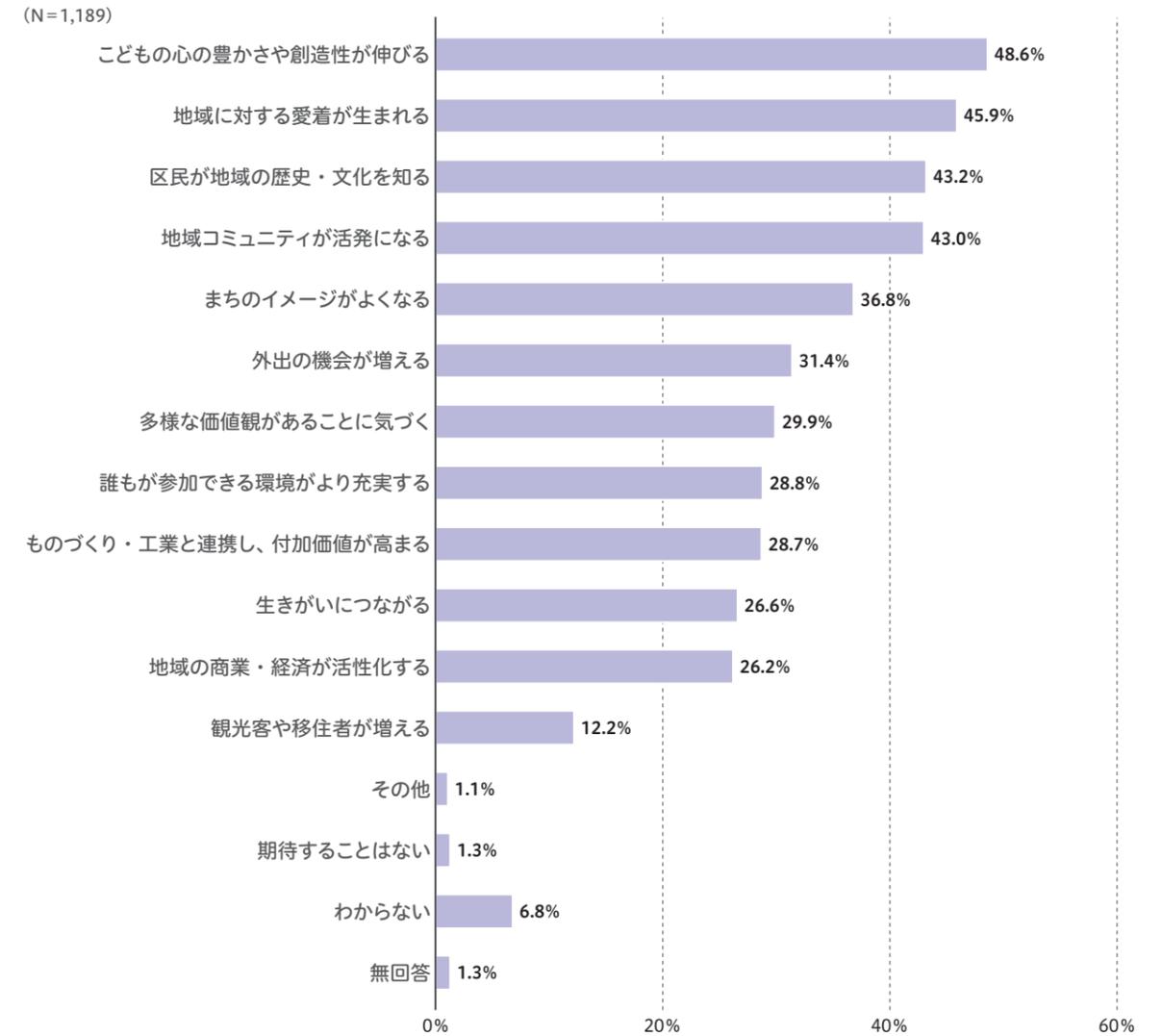
**Q 大田区が文化・芸術を振興していくために、あなたが特に重要だと思うものは何ですか。**



**子どもが文化・芸術に触れる機会が重要視されている**

- 区が文化・芸術を振興していくために特に重要だと思うこととして、「子どもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会の創出」が52.6%、次いで「区民が幅広いジャンルの良質な文化・芸術に触れる機会の拡充」が48.1%、「文化拠点施設を通じて、文化活動の場を広く区民に提供」が36.9%となっています。年代別にみると、30歳代、40歳代で「子どもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会の創出」が高くなっています。

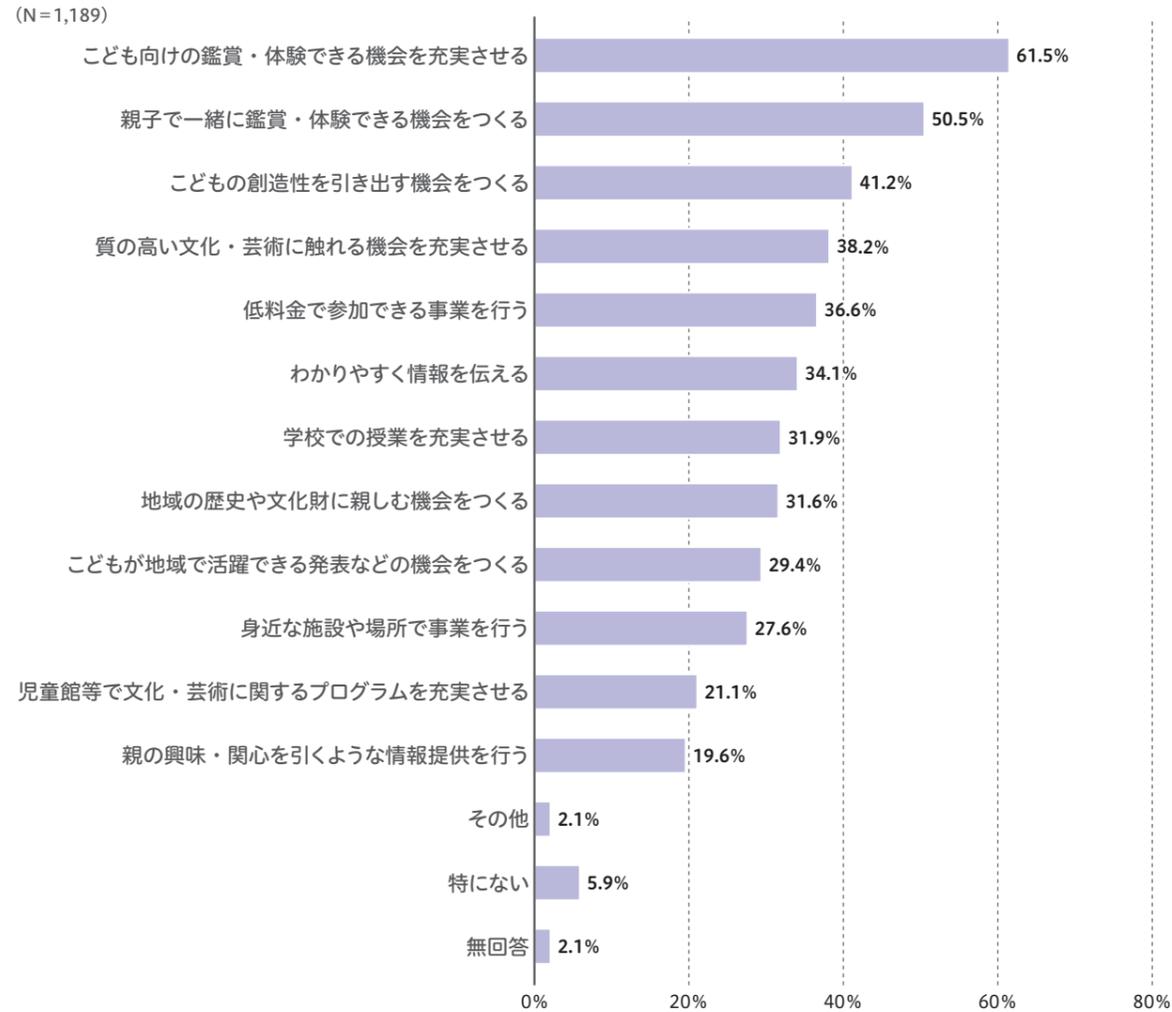
**Q あなたは、大田区が文化・芸術施策に力を入れることで、人やまち、地域がどのように変化することを期待しますか。**



**子どもの心の豊かさや創造性が伸びることが期待されている**

- 区が文化・芸術施策に力を入れることで、人やまち、地域に期待する変化として、「子どもの心の豊かさや創造性が伸びる」が48.6%、次いで「地域に対する愛着が生まれる」が45.9%、「区民が地域の歴史・文化を知る」が43.2%、「地域コミュニティが活発になる」が43.0%となっています。
- 年代別にみると、「子どもの心の豊かさや創造性が伸びる」では30歳代、40歳代、「多様な価値観があることに気づく」では29歳以下と40歳代、「まちのイメージがよくなる」では40歳代、50歳代でやや高くなっています。

**Q こどもが文化・芸術にもっと親しむようになるために、あなたは大田区にどのような取り組みを期待しますか。**



**区にはこども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させることが期待されている**

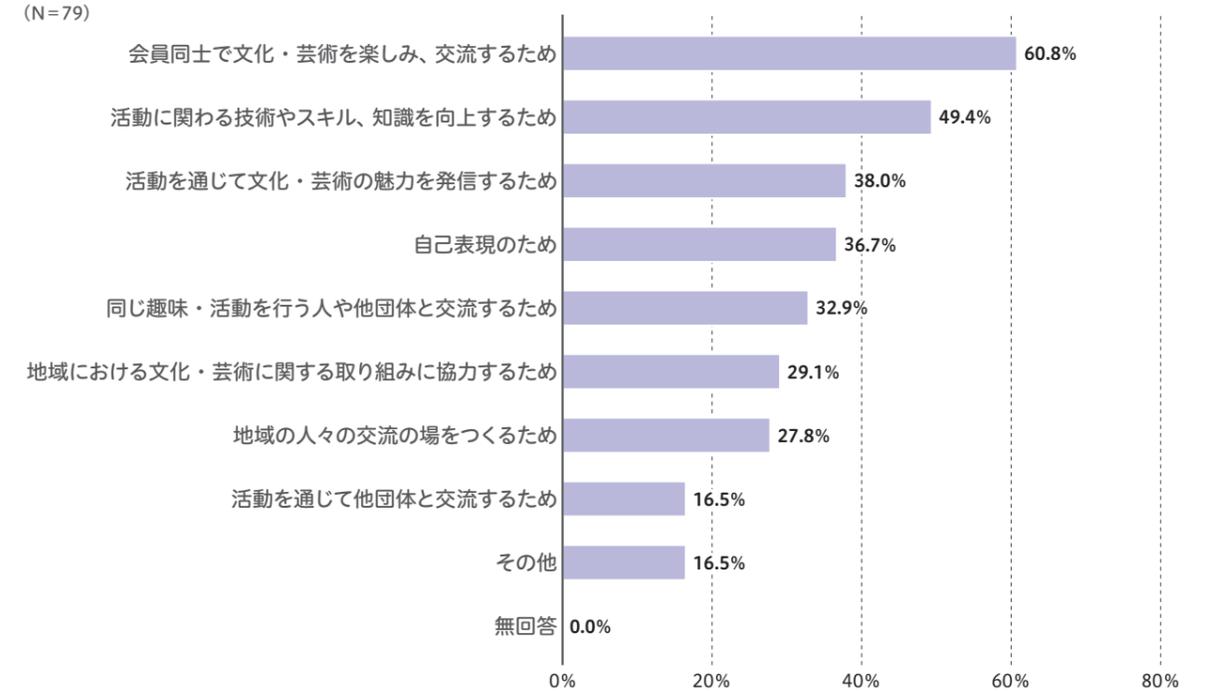
**61.5%**

- こどもが文化・芸術にもっと親しむようになるために、大田区に期待する取り組みとして、「こども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させる」が61.5%と最も多く、次いで「親子で一緒に鑑賞・体験できる機会をつくる」が50.5%、「こどもの創造性を引き出す機会をつくる」が41.2%となっています。
- 年代別にみると、子育て世代である30歳代、40歳代で「こども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させる」、「親子で一緒に鑑賞・体験できる機会をつくる」が高くなっています。

**団体向け調査**

**現在の活動や今後の展望**

**Q 貴団体は、どのような目的をもって活動をしていますか。**

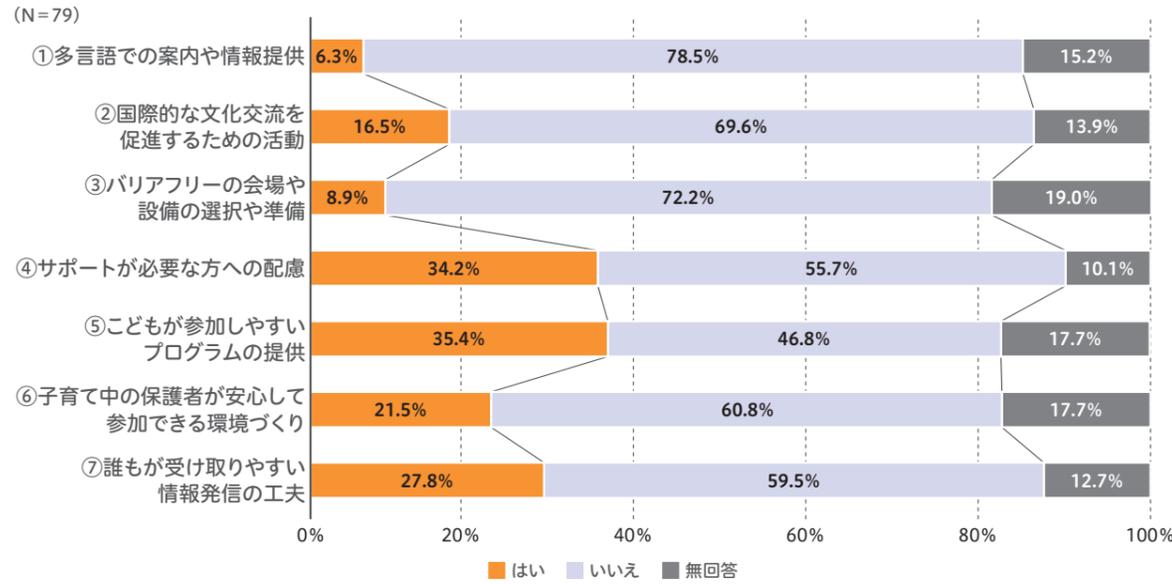


**活動目的「会員同士で文化・芸術を楽しみ、交流するため」**

**60.8%**

- 団体の活動目的として、「会員同士で文化・芸術を楽しみ、交流するため」が60.8%と最も多く、次いで「活動に関わる技術やスキル、知識を向上するため」が49.4%、「活動を通じて文化・芸術の魅力を発信するため」が38.0%となっています。

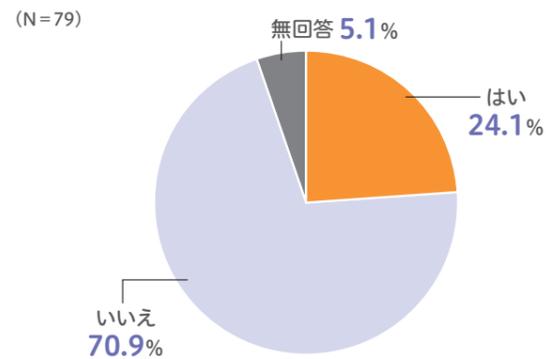
**Q 貴団体では、日常の活動や発表を行う際に、次のような取り組みを行っていますか。**



**「子どもが参加しやすいプログラムの提供」を行う団体 35.4%**

● 日常の活動や発表を行う際の取り組みとして、「子どもが参加しやすいプログラムの提供」(35.4%)、「サポートが必要な方への配慮」(34.2%)、「誰もが受け取りやすい情報発信の工夫」(27.8%)が一定数実施されている一方で、「多言語での案内や情報提供」(6.3%)、「バリアフリーの会場や設備の選択や準備」(8.9%)は1割未満と少なくなっています。

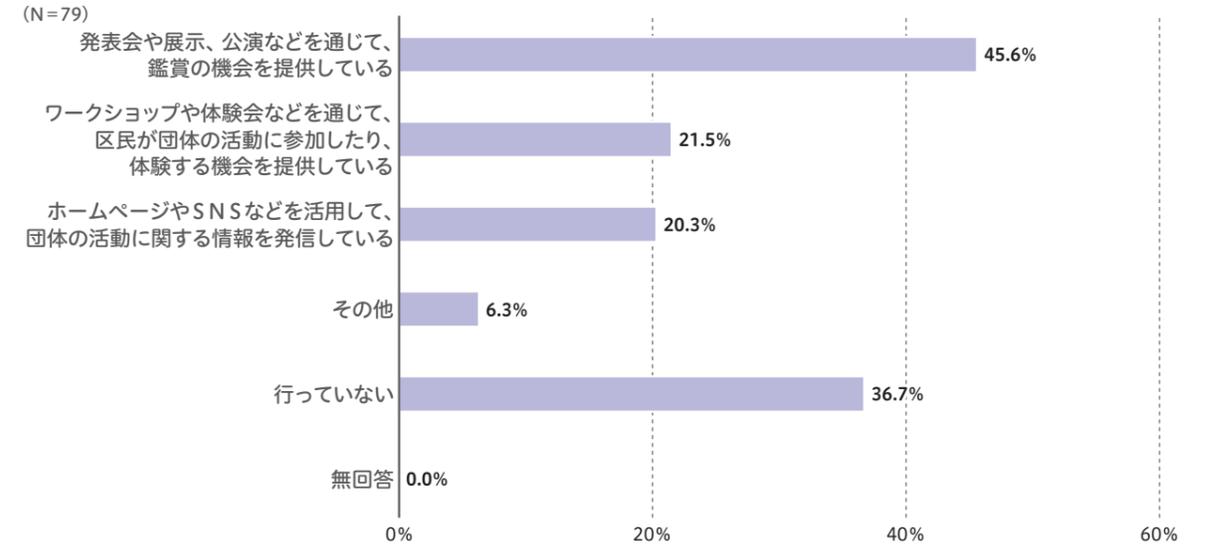
**Q 貴団体では、他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを行っていますか。**



**他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを行う団体 24.1%**

● 他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを実施している団体は、24.1%となっています。

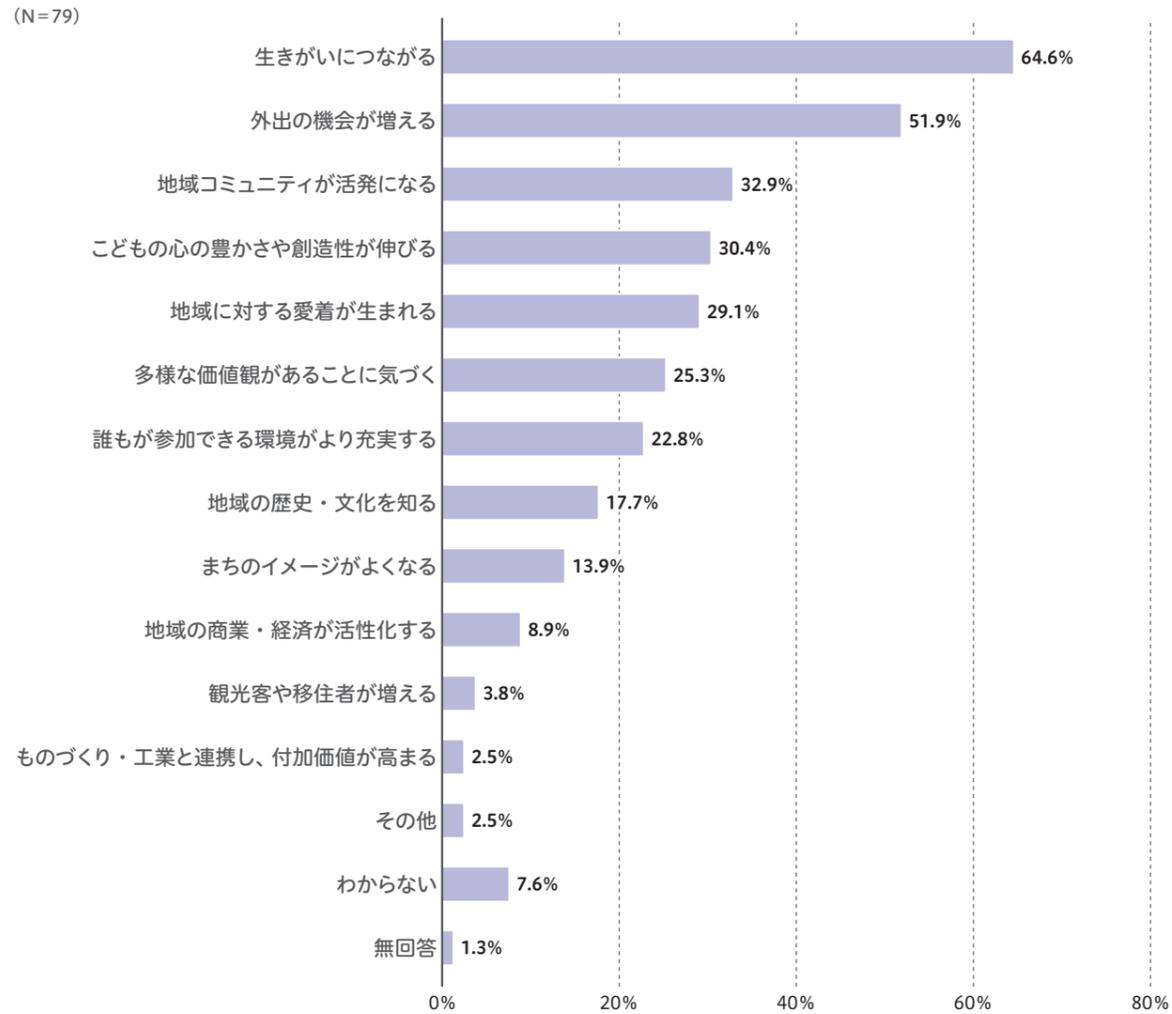
**Q 貴団体では、区民に向けて、次のような活動を行っていますか。**



**発表会や展示、公演などを通じて鑑賞の機会を提供している団体 45.6%**

● 区民に向けた活動として、「発表会や展示、公演などを通じて、鑑賞の機会を提供している」が45.6%と最も多く、次いで「行っていない」が36.7%、「ワークショップや体験会などを通じて、区民が団体の活動に参加したり、体験する機会を提供している」が21.5%となっています。

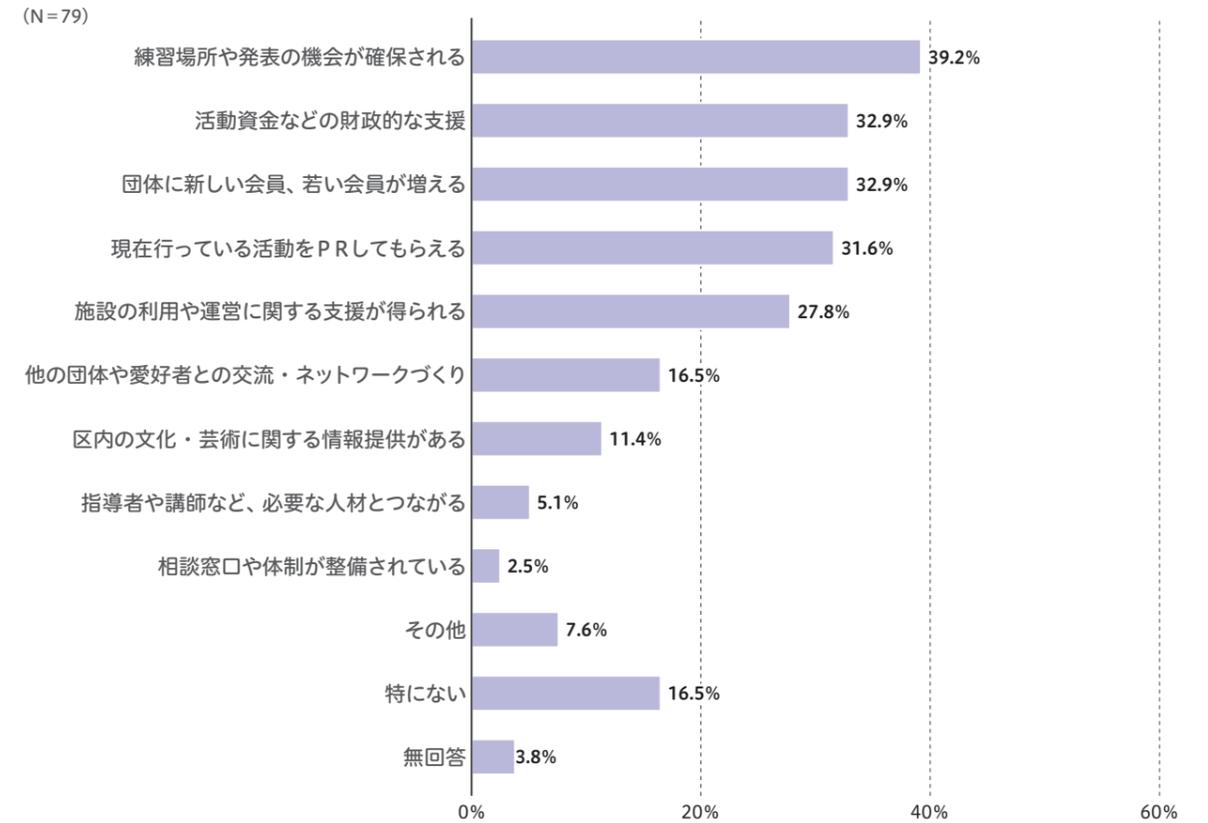
Q 貴団体の活動は、大田区の文化振興として、人やまち、地域に対してどのような変化をもたらすと考えますか。



区の文化振興が「生きがいにつながる」と考えている団体 **64.6%**

- 活動が大田区の文化振興として、人やまち、地域に対してどのような変化をもたらすかについて、「生きがいにつながる」が64.6%と最も多く、次いで「外出の機会が増える」が51.9%、「地域コミュニティが活発になる」が32.9%となっています。

Q 貴団体が区内でより活発に文化・芸術活動をしていくために、大田区にどのような支援や役割を期待しますか？

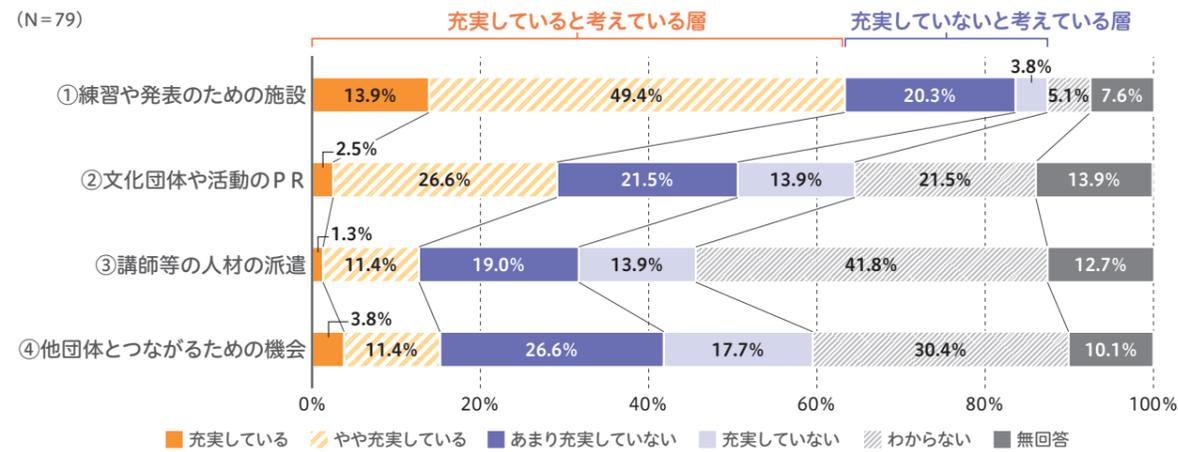


練習場所や発表の機会が確保されることを期待する団体 **39.2%**

- 団体が区内でより活発に文化・芸術活動をしていくために、区に期待する支援や役割として、「練習場所や発表の機会が確保される」が39.2%と最も多く、次いで「活動資金などの財政的な支援」、「団体に新しい会員、若い会員が増える」が32.9%となっています。

## 区の施策の利用状況や必要とする支援

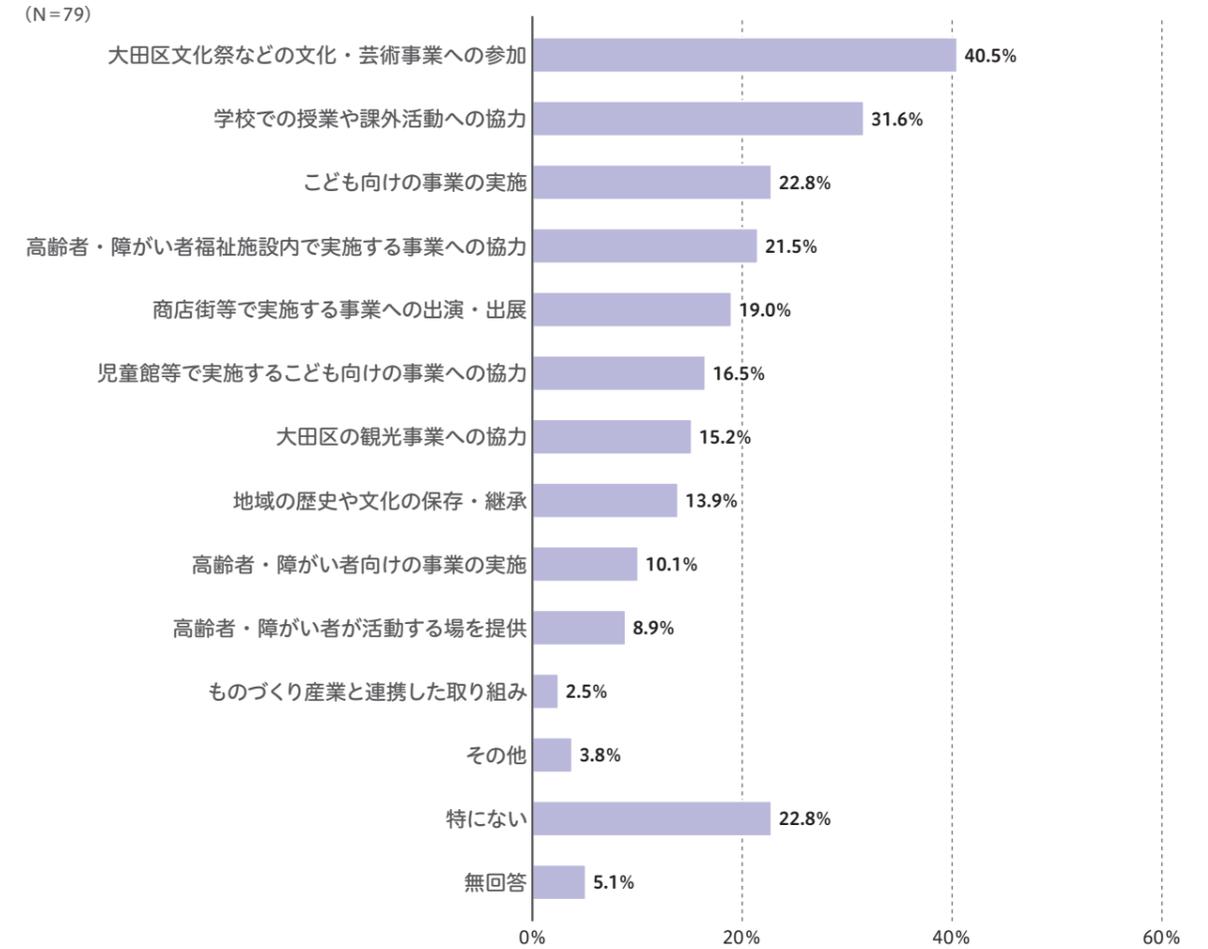
Q 貴団体が区内で文化・芸術に関する活動をする上で、次の項目①～④について充実していると思いますか。



練習や発表のための施設が  
充実していると思う団体 **63.3%**

- 団体が区内で文化・芸術に関する活動をする上での充実度について、「練習や発表のための施設」は充実していると回答した層が63.3%となっている一方で、「文化団体や活動のPR」、「講師等の人材の派遣」、「他団体とつながるための機会」はいずれも3割未満となっています。

Q 貴団体は、大田区の文化振興として、今後どのような活動をしてみたいですか。

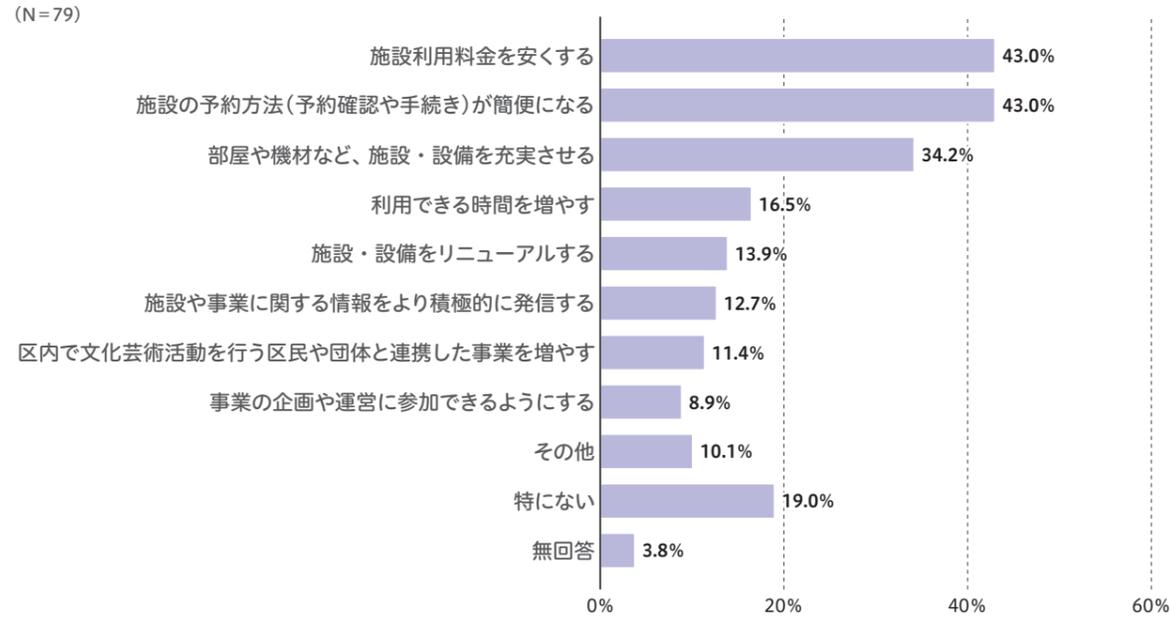


大田区文化祭などの  
文化・芸術事業に  
参加したいと考える団体 **40.5%**

- 大田区の文化振興として、今後活動したいこととして、「大田区文化祭などの文化・芸術事業への参加」が40.5%と最も多く、次いで「学校での授業や課外活動への協力」が31.6%、「子ども向けの事業の実施」が22.8%となっています。

## 区の文化施設に求めること、満足度

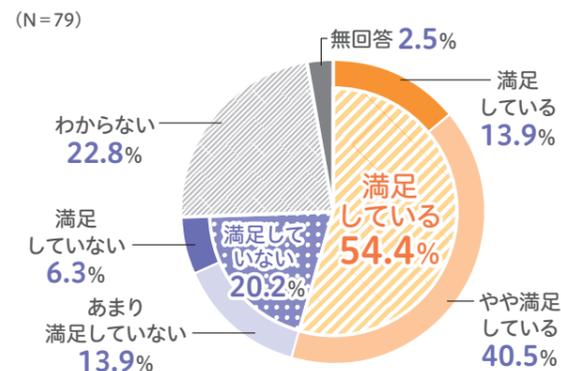
Q 貴団体が活動する上で、区の文化施設である大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森が、どのような施設になるとよいと思いますか。



文化的な環境に満足している団体 **54.4%**

- 団体が活動する上で、区の文化施設に求めることは、「施設利用料金を安くする」、「施設の予約方法(予約確認や手続き)が簡便になる」が43.0%と最も多く、次いで「部屋や機材など、施設・設備を充実させる」が34.2%となっています。

Q 貴団体は、文化・芸術を鑑賞したり、活動する機会や文化資源の保存・整備など、大田区の文化的な環境に満足していますか。



- 文化・芸術を鑑賞したり、活動する機会や文化資源の保存・整備など、大田区の文化的な環境の満足度について、満足していると回答した層は54.4%となっています。

## 参考1 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

新たな基本計画策定の基礎資料及び各種計画に掲げる施策の検証並びにより効果的な政策立案に資することを目的とし、区内在住の区民を対象とした意識調査を実施しました。そのうち、区の文化や歴史に触れる機会の有無、区の文化芸術に親しむ環境への満足度を抜粋します。

調査設計は区ホームページに掲載しています。

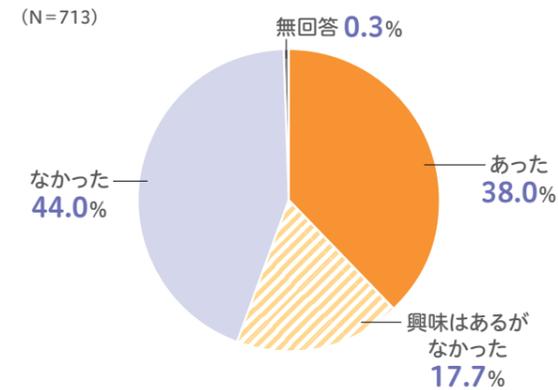
### 実施時期と対象

- 大田区内に居住する満18歳以上の男女個人(外国人を含む)2,000人(無作為抽出)
- 回収率: 35.7%(回収数713件)
- 調査期間: 令和6年8月1日から8月22日まで
- 調査方法: 郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

### 図表の見方

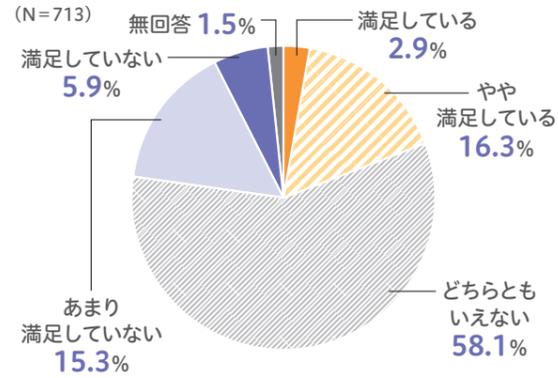
- ① 図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ② 集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

Q あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。



- 区の文化や歴史に触れる機会の有無について、「なかった」が44.0%で最も高く、次いで「あった」が38.0%、「興味はあるがなかった」は17.7%となっている。

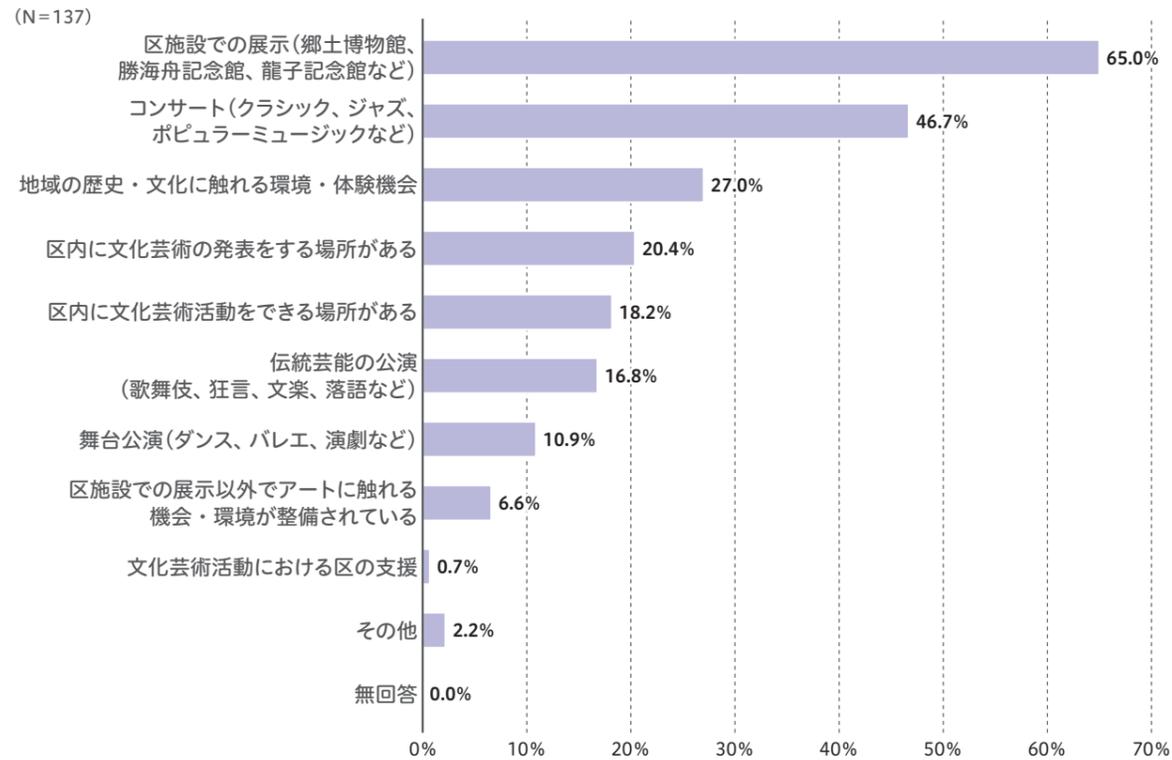
## Q あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。



- 区の文化芸術に親しむ環境への満足度については、「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》は19.2%となっています。一方、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》は21.2%と、《満足していない》が2.0ポイント上回っています。
- 「どちらともいえない」は58.1%となっています。

「満足している」又は「やや満足している」と回答した方に伺います。

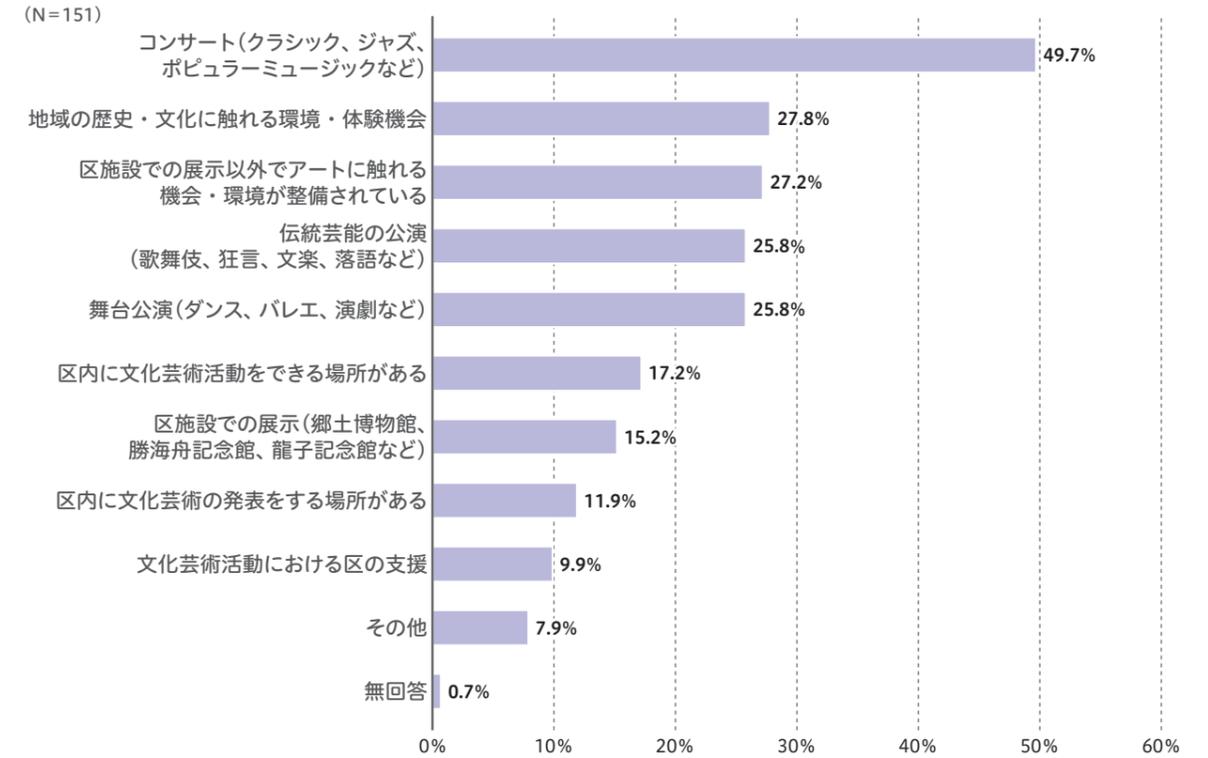
## Q 区のどの文化芸術施策に満足していますか。



- 満足している文化芸術施策については、「区施設での展示(郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館など)」が65.0%で最も高く、次いで「コンサート(クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が46.7%、「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が27.0%となっている。

「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した方に伺います。

## Q 区にどのような文化芸術施策を望みますか。



- 期待する区の文化芸術施策については、「コンサート(クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が49.7%で最も高く、次いで「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が27.8%、「区施設での展示以外でアートに触れる機会・環境が整備されている」が27.2%となっている。

## 参考2 大田区政に関する世論調査

大田区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や政策立案の基礎資料とするために実施しました。そのうち、区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度を抜粋します。

調査設計は区ホームページに掲載しています。



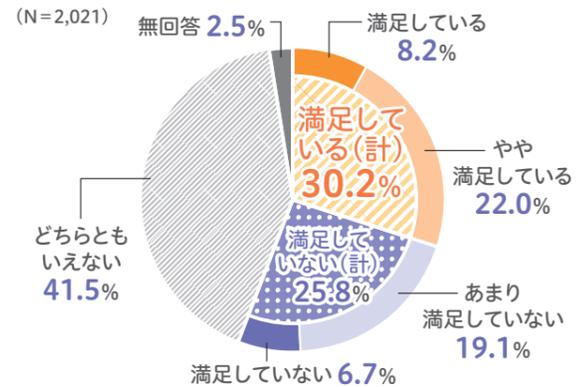
### 実施時期と対象

- 大田区内に在住する満18歳以上の男女個人(外国人を含む)4,000人(無作為抽出)
- 回収率: 50.5% (回収数2,021件)
- 調査期間: 令和5年5月31日から6月19日まで
- 調査方法: 郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

### 図表の見方

- ①図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ②集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

## Q あなたは、区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に満足していますか。



### 区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度

- 「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している(計)』は3割

## 4 施策別事業一覧

各施策に紐づく施策別事業一覧です。こちらに記載のある事業について、毎年度進捗管理を行います。  
※計画期間中に変更となる場合があります。

### 施策1

(令和8年3月時点)

事業名	事業内容	所管課
大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展者を募って開催します。	文化芸術推進課
大田区障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動のなかで制作した作品を発表します。	障害福祉課
大田区百景・新大田区百景	区内の生活・環境・文化の変遷を知る資料として、昭和39(1964)年に99点、平成9(1997)年に122点を制作しました。区内施設に作品を貸し出し展示します。	文化芸術推進課
クラシック、ポップラーなどの音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
バレエ、ダンス、パフォーマンスなどの舞台公演	未就学児でも楽しめる演目や若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
大田区在住作家美術展	区を拠点に活躍する大田区美術家協会の美術家たちの絵画や立体作品を展示します。	文化振興協会
収蔵拠点を活用したワークショップ	区所蔵美術品などを集約する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時に子ども向け対話鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。	文化振興協会
民間事業者との連携	民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品などの鑑賞・表現・体験機会を提供します。	文化芸術推進課
文化センターまつり	文化センターで活動する団体がその成果を発表する場として開催します。活動団体と地域の人が交流する機会になっています。	特別出張所
平和のつどい	式典やパネル展、戦争体験者の講話を通じて、平和について考える機会を提供します。	文化芸術推進課、文化振興協会
公演サポーター	文化振興協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を通年で募集します。	文化振興協会
bee cub voice みつばち隊	公募で集まった区民記者が、イベントやアートにまつわる情報を取材し区民目線で発信します。	文化振興協会
OTAオペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラなどの本格的な舞台作品を創造する機会を提供します。また子どもから大人までを対象に、舞台作品の制作過程を体験できるワークショップなどを開催します。	文化振興協会

事業名	事業内容	所管課
国際都市おおた大使 (来～る大田区大使)	区内在住などで区にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。	地域力推進課
福祉施設訪問事業 (音楽)(美術)	芸術家が区内の福祉施設を訪問し、演奏を披露するなど、福祉施設利用者に鑑賞する機会を提供します。	文化振興協会
郷土博物館出張事業	学芸員が要望に応じて小中学校や区内施設などに出張し、講演や展示などを実施します。	郷土博物館
学校出張講座	区内小中学校にアーティストを派遣し、音楽や伝統芸能、演劇、ダンス、演芸などの鑑賞プログラムを実施します。	文化振興協会
平和の映画キャラバン	区内児童館で平和に関する映画を上映し、子どもたちに生命と平和の大切さを伝えます。	文化芸術推進課
特設展示	地域庁舎や特別出張所などの公共施設、民間施設に特設展示スペースを設け、区民や文化芸術団体が制作した作品の発表や、区所蔵美術品などの展示を行います。	文化芸術推進課
アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示します。	文化振興協会
龍子記念館の 小・中学生対象事業	夏休み期間中に小・中学生を対象としたギャラリートークやワークショップを開催します。	龍子記念館
中学校課外活動支援事業	少人数の中学校吹奏楽部を対象に、プロの音楽家が演奏を指導し、ホールで合同コンサートを開催します。	文化振興協会
フレンドシップ・ アーティスト 出演者オーディション (ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、出演者オーディションを開催します。オーディション合格者は、文化振興協会主催のコンサートに出演することができ、自身の研鑽を積むとともに区民の鑑賞機会の創出にも貢献します。	文化振興協会
アーティスト・ イン・レジデンス	アーティストが旧川端龍子邸アトリエで作品の滞在制作を行い、その成果を展示します。	龍子記念館

## 施策2

事業名	事業内容	所管課
資料の収集、 調査・研究、保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を調査・研究し、保存します。また、区民からの寄贈や古書店からの購入などを通じて、資料を収集します。	郷土博物館、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館
常設展、特別展、 企画展の開催	考古・歴史・民俗関係資料を基礎とした調査・研究の結果を展示します。	郷土博物館、勝海舟記念館
常設展、企画展の開催	国の重要有形民俗文化財に指定された海苔資料を保存・展示するほか、地域の方々と協働して「海苔つけ」体験を実施するなど、海苔にかかわる多彩な活動を行っています。	大森 海苔のふるさと館
学校見学	社会科見学・総合学習の一環として、児童・生徒を受け入れています。	郷土博物館、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館、龍子記念館、熊谷恒子記念館

事業名	事業内容	所管課
グッズ制作・販売	所蔵資料を活用した図録をはじめ、オリジナルグッズを制作、販売します。	郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館、熊谷恒子記念館
文化財の保存・保護及び 普及啓発	文化資源を後世に継承していくため、文化財の保存・保護に努め、普及啓発活動を行います。刊行物の発行や講演会、公開見学会、写真パネル展の開催などを通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供します。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について区民が学び、より理解を深めることができる機会を提供します。	郷土博物館
郷土博物館を拠点に 活動している団体の活動	郷土博物館での展示や体験学習・講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行います。	郷土博物館
大森 海苔のふるさと館を 拠点に活動している 団体の活動	海苔づくりの歴史を後世に伝えるために活動している団体が、海苔つけ体験イベントなどを行います。	大森 海苔のふるさと館
龍子記念館、熊谷恒子記念 館、山王草堂記念館、尾崎 士郎記念館における展示や ギャラリートークなどの開催	各記念館の所蔵資料を展示したり、資料や人物にまつわるギャラリートーク・ワークショップを開催します。	龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館
区所蔵資料の修復	後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行います。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、文化振興協会、龍子記念館、熊谷恒子記念館
区所蔵資料の デジタルアーカイブ化	区所蔵資料の保存・活用の両立を図るため、デジタルアーカイブ化及び一元管理を推進します。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館
大田区伝統工芸士の認定	区内外で活動する伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、区民の伝統工芸への興味・関心を喚起するため認定制度を実施します。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	漆工芸や和竿など、伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の技と手仕事の魅力を広く発信します。	文化芸術推進課
おおたの文化 week in GRANDUO	駅ビルとの公民連携事業として、区の伝統工芸を身近に感じる機会を提供するため、実物展示とともに誰でも参加できるワークショップも同時開催します。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子などの和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供します。	文化芸術推進課
大田地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼などの写真を区民から募集し展示します。	地域力推進課
和っく和っくな学び舎	区内で活動している古典芸能などの文化団体と連携し、子どもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供します。	文化振興協会

### 施策3

事業名	事業内容	所管課
大田文化の森を拠点とした区民企画事業の実施	大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を実施・支援します。	大田文化の森運営協議会
地域で親しまれている実演芸術	区民プラザでは昭和62(1987)年の開館以来「下丸子らくご倶楽部」、「下丸子」AZZ倶楽部」を開催しています。	文化振興協会
記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、記念館でオリジナルグッズを制作、販売します。	勝海舟記念館
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の版画をデザインしたアクリルブロックと蒲田切子のグラスを採用し、区の魅力を広く発信します。	総務課、郷土博物館、勝海舟記念館
OTAふれあいフェスタ	「地域のふれあい」、「交流の輪」を基本テーマに、人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れ合える機会を創出します。	文化芸術推進課
OTAアート・プロジェクト	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民がその魅力を身近に感じ、未来に向けて新たに共創していくための創造プロジェクトを開催します。	文化振興協会
大田区ミュージアムガイドの制作・配布	区内にある博物館・記念館などを紹介するマップを制作し、区民が身近に足を運べる文化施設を紹介します。	文化芸術推進課
羽田イノベーションシティにおける文化の創造と発信	創造活動を通じた人材育成や先端産業と芸術文化が融合した文化を発信しています。	産業振興課
大田区景観まちづくり賞の実施	魅力的な景観を創り、守り、育て、さらに区民や事業者の関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進するため、景観の質を高める建築物や樹木、まちなみ、活動に対して表彰します。	都市計画課
文化振興協会情報誌「Art menu」の発行	文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディアです。	文化振興協会
文化芸術情報紙「ART bee HIVE」の発行	公募した区民記者と共に、区内の官民を問わず、文化芸術情報の収集・発信を通し文化資源を顕在化することを目的としたメディアです。	文化振興協会
「+bee! 地域の文化資源顕在化とつながり創出」	文化振興協会ホームページに「ART bee HIVE」で取材したギャラリーやアーティストに関する情報を「+bee」としてさらに掘り下げて紹介しています。掲載情報をきっかけに地域の同士がゆるやかにつながっています。	文化振興協会
大田区公式SNSなどでの情報発信	区報、大田区公式SNS(公式X、YouTube大田区公式チャンネル、公式LINE)及び大田区シティプロモーションサイト「UniqueOta」(公式X、Instagram、Facebookを含む)を活用し、文化施設で行われるイベント情報をはじめ、文化資源を広く発信します。	広聴広報課

事業名	事業内容	所管課
ポータルサイトの活用	目的や地域別など、区民が知りたい情報を探しやすいポータルサイトを運営します。	地域力推進課
区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため「つなぎ役」となる人材を育成します。	地域力推進課
協会職員による文化芸術事業への助言	文化芸術活動を行う区民や団体などへ向けて、専門性を生かした相談対応を行います。	文化振興協会
羽田空港第3ターミナル大田区観光情報コーナーの運営	羽田空港第3ターミナルの「観光情報センター」内で、区の観光情報や文化芸術に関する情報を発信します。	産業振興課
外国人向けマップ・ウェブサイトの作成・支援	大田区観光ガイドマップの増刷や大田観光協会ホームページなどで区内イベント情報や観光スポットを紹介します。	産業振興課
観光情報の発信	区内の文化施設をはじめ、銭湯や商店街、観光スポットの魅力を大田観光協会ホームページやまちあるきマップ、パンフレットを通じて広く発信します。	大田観光協会
地域情報紙の発行	地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史・文化などの情報を紹介する情報紙を発行します。	特別出張所
中学生職場体験の充実	中学生が文化施設の業務を体験することで、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養う機会を創出します。	指導課、郷土博物館、勝海舟記念館、大田文化の森、龍子記念館
職員研修の実施	各分野との連携による総合政策としての文化芸術施策に取り組むため、新規採用職員などに向けて区の文化芸術施策の説明や区内文化施設を巡るフィールドワークなどを実施します。	人事課、文化芸術推進課
インターンシップ・キャリア教育実習生の受入	区が主催する文化芸術事業に学生が参加することで、学生の就業意識の向上と行政に対する理解を深めることを目的に実施します。	人事課、文化芸術推進課

## 5 区内の指定・登録文化財の種別件数

### 大田区内に所在する指定・登録文化財の種別件数

令和6(2024)年4月1日現在

文化財の種類・種別		区指定	都指定	国指定*1	国登録	計	例(指定名称等)
有形文化財	建造物	9	1	2	31	43	本門寺五重塔・池上本門寺宝塔(国)、万屋酒店(国登)、武家屋敷(都)、御獄神社の社殿彫刻(区)など
	絵画	4	1			5	新田大明神縁起絵(都)、釈迦涅槃刺繍画像(区)、観世音菩薩絵馬(区)など
	彫刻	29	4	1		34	日蓮坐像(国)、薬師如来坐像(都)、十一面観世音菩薩立像(区)など
	工芸	3				3	馬具(区)など
	典籍	2	1			3	法華経版木(都)、天海版一切経(区)など
	古文書	7	9	1		17	兄弟抄(国)、平川家文書(都)、北川家文書(区)、加藤家文書(区)など
	金石文*2	27				27	梵鐘、板碑群、狛犬、森ヶ崎鉱泉源泉碑、海難供養塔、道標など
	歴史資料	1				1	郷倉
	考古資料						
	小計	82	16	4	31	133	
無形文化財(認定)	芸能			<1>		<1>	箏曲(国) / 他に総合認定1件
	技能			<1>		<1>	刀剣研磨(国)
有形民俗文化財		14		1		15	大森及び周辺地域の海苔生産用具(国)、庚申供養塔(区)など
無形民俗文化財	民俗芸能	1	1			2	水止舞(都)、六郷神社獅子舞(区)
	風俗習慣	1	2			3	六郷神社流鏝馬(都)、双盤念仏(都)、除病習俗(区)
史跡(a)		18	4	2		24	大森貝塚(国)、多摩川台古墳群・奥絵師狩野家墓所(都)、勝海舟夫妻墓所(区)など
旧跡(b)*3			4			4	新井宿義民六人衆墓、鶴の木大塚古墳(都)など
名勝(c)			1			1	洗足池公園(都)
天然記念物(d)		2	1			3	秋葉のクロマツ(都)、しいの古木(区)、清水窪湧水(区)
(a~d)	小計	20	10	2	0	32	
計		118	29	7	31	185	※無形文化財(認定)は、対象が「人」なので、計には含まない。

注\*1: 国指定は、個人所有を除く。  
 注\*2: 「金石文」は大田区独自の分類。  
 注\*3: 「旧跡」は東京都独自の分類。

## 6 国、東京都の関連法令及び計画

### 国

#### 文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画

平成29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の振興を文化芸術の範疇を超えて、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各分野と連携して総合的に推進するものとされました。

法の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術推進基本計画が策定されました。平成30(2018)年に策定された第1期計画は、文化芸術の価値を人間性や創造性、伝統を尊重する心などを育む本質的価値と、人と人との相互理解を促進することや質の高い経済を実現することなどを含む社会的・経済的価値の2つの視点からとらえていることが特徴です。令和5(2023)年に策定された第2期計画は、心豊かなで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく重点取組が設定されています。

#### 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律と基本的な計画

平成30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。翌年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この計画では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが明記されており、3つの基本理念を基本的な視点(視点1「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」、視点2「障害者による芸術上価値が高い作品などの創造に対する支援の強化」、視点3「地域における、障害者の作品などの発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」)とし、具体的な施策に取り組むこととなっています。

#### 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24(2012)年に劇場、音楽堂などの機能が十分に発揮されていないという課題を踏まえ、それら施設の活性化を図ることにより、音楽や演劇、舞踊などの実演芸術の水準向上と振興を図っていくため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定されました。

### 関連するその他分野の動向

博物館法: 令和4(2022)年改正

文化財保護法: 平成30(2018)年改正

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)\*: 令和2(2020)年制定

### 東京都

令和4(2022)年に東京2020大会終了を受け、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～(計画期間は令和4(2022)年度から令和12(2030)年度)まで」を策定しています。将来像及び4つの戦略とも、文化芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活が豊かになる」、「人々のウェルビーイングに貢献する」など、教育や福祉、産業、観光といった多様な分野への活用をめざすものとなっています。

また、令和7(2025)年には2050年代にめざす東京の姿「ビジョン」を実現するため、令和17(2035)年に向けて取り組む政策をまとめた都政の新たな羅針盤「2050東京戦略～東京もっとよくなる」が示され、施策15に「文化・エンタメ」が入りました。

# 7 文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第四百四十八号  
改正 令和元年六月七日同第二六号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第六条)

#### 第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

#### 第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
  - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
  - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
  - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
  - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、

各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。  
(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

#### (文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 第二章 文化芸術推進基本計画等

#### (文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

#### (地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

#### (芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教

育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

#### (情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

# 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年六月十三日法律第四十七号

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条—第十九条)
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)
- 附 則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

### (基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

## (顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

## (政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

## (地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

### (文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 附 則 抄

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 改正のポイント

※平成29(2017)年の法改正で、「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」、「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」を趣旨として、文化芸術振興基本法の一部が改正され「文化芸術基本法」となりました。

(文化庁ホームページより一部引用：[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html))

## 第二章 基本計画等

### (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

### (文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### (関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

## 附 則 抄

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 9 用語解説

### あ行

アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域へ出張サービスのこと。 施策1-2では、学校や福祉施設などの文化施設以外に出向き、文化芸術事業を行うことをいう。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、本計画では多様な分野の社会課題解決につながる新たな価値や方法のことをいう。
大田区伝統工芸士	区内外で活躍している区内在住の伝統工芸士のこと。 区ではこれまで、漆工芸、布象嵌、畳刺、染織用型紙、和笛、彫刻、紹ざし、和裁、東京手描友禅、刀剣研磨、日本刺繍、東京三味線、江戸表具、江戸和竿を認定している。

### か行

国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。

### さ行

参加型評価	事業の主催者、参加者、協力者などの関係者が事業の良かった点や課題、改善点等を意見交換し、次の事業につなげていく評価手法。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
シティプロモーション	区の直面している現状や課題を踏まえて地域ブランドを据え直し、内外にまちの魅力を発信することで、区のイメージや価値を高め、人やモノなどを呼び込み、地域経済の活性化や住民協働の醸成などにつなげる活動。広報活動やPR活動を行うことなどがその内容である。
総合政策	課題に対して分野をまたいだ横断的な視点で目標を共有し、関連する部局が連携して取り組む政策。

### た行

対話鑑賞	知識だけに偏らず、鑑賞者同士のコミュニケーションを通じて美術作品を読み解いていく鑑賞方法。美術館・博物館などだけでなく、学校や企業の人材育成でも活用されている。
デジタルアーカイブ化	博物館などが所蔵する資料をデジタル化し、資料情報を体系的に分類・整理・保管すること。令和4(2022)年4月に約70年ぶりに大幅改正された博物館法で、博物館が行う事業の一つとして新たに位置づけられた。

### は行

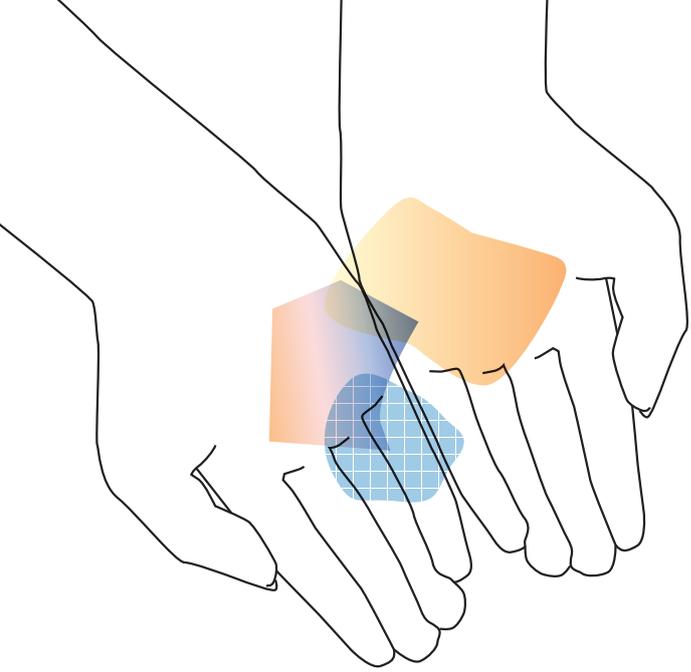
包摂性	すべての人が孤立したり排除されたりしないこと。
-----	-------------------------

### や行

有機的な連携	一方的ではなく、相互に影響・関係しあいながら共に取り組むこと。
--------	---------------------------------

## 大田区文化芸術推進プラン

令和8(2026)年3月発行  
編集・発行 大田区地域未来創造部文化芸術推進課  
〒144-8621  
東京都大田区蒲田5丁目13番14号  
電話:03-5744-1226  
FAX:03-5744-1539



文化芸術  
推進プラン

